デルタ労組 SWIMMY

デルタ航空　日本支社労働組合
（第 13 期 2 号 2020.1.5 発）
http://majyutu2006.web.fc2.com/
e-mail : delta.union.jp@gmail.com

ハラスメント事件（関空）→ ミーティング開催

12 月 29 日に新大阪駅近辺で、被害者を含め梅本氏、富塚氏、組合側から上谷、柿沼の合計 5 名が出席するミーティングが開催されました。15：45～17：45 の 2 時間の間に、被害者の現状の気持ちを確認の上、今後の総合的な取り組み方について双方の意見を交換しました。まずは多和田氏からの書面での成約文を含む謝罪文の被害者への提出及び確認を行おうとしましたが、被害者の精神的な部分より書面が読めない状況、ということもあり他の出席者の何名かが内容を確認することとなりました。内容については、紳士的に謝罪の意を表し、直接の謝罪を求めることを含め今後の改革に向けた熱意が込められたと受け止められるような文面ではありました。今後について最も重要なのは、「被害者の全ての勤務日への出社」「KIX 整備の働きやすい職場環境正常化」と共に「多和田氏の変化」であり、このように時間が経過している間にも多和田氏はポジティブな対応/対策を講じるチャンスがあり、それを見た職場従業員から被害者への INFO がとても重要になってくると思うのではないか？ということなども話し合いました。つまり、それがないと直接謝罪を受け入れられない気持ちに変化を与えられず、また直接謝罪に対しては、多和田氏が「ハラスメント」であると認めることが前提となります。意見交換の中で、「コストセーブに対する過剰な対応」「KIX のみ補給課職員がいないことでの労力負担」「自社便のある４STN での人員と総 FLT 数の割合について」「他の STN のやり方をポジティブに検討できない体制」などについて、意見交換しました。特に KIX 整備では、以前よりこれら問題点を職場レベルで上げているにもかかわらず改善されるどころか、圧迫するような形で結果的に「ハラスメント」行為まで至ってしまったことは、多和田氏の責任だけでは済まされないことは、梅本氏、富塚氏も、重々承知していることと思われました。「ハラスメント」の認定については、「受け止める側による」ということで双方が確認し、被害者が現在受け止めている明らかなる「ハラスメント」認識について、HR へのインヴェスティゲーションを含む「ハラスメント」認定を確認要請していくこととします。

また、KIX 整備の職場がこのような状態に陥ってしまった経緯に KIX 整備の LEAD メカニックの 2 名（I 氏と M 氏）が少なくとも関与していることも確かで、下記の方針の中に組合からその 2 名への対応を検討しています。例えばこのような事例も上がってきています。成田から転勤してきた AMT が整備マニュアルを読み勉強しているところ見て「俺らからしたら茶番やな。」と本人たちには聞こえないところで、そう発言しているところを今回の被害者が確認しています。また過剰なコストセーブによる影響として、イヤープラグ（耳の中に埋め込むタイプ）を持っていく度に、以前には氏名等の記載の必要としたこともあり、また、ごみ回収が週に 2 回から 1 回に削減、衛生面上に問題があると考えています。ゴミ回収については、労働協約書 第 44 条「安全衛生」A（２）の「従業員の安全、衛星、及び健康を維持」及び就業規則 37 条安全衛生に基づき団体交渉にて改善を要請していきます。更に、残業に対する不正行為（上記 2 名の LEAD メカニックからの AMT への残業時間の書換要請）もあり今後の３６協定締結への懸念事項となりそうです。今後、団交マターとし上記 2 名の出席要請を検討していきます。今回の意見交換の中で会社側が検討していく可能性のある件として、富塚氏の不定期の KIX 整備への訪問回数を増加させる、人員の補充（2 月下旬ごろ増員される 1 名を除く）、補給課員の TDY 数の増加、を話しました。しかしながら、多和田氏の配置転換が行われない場合は、これまでの職場環境や今回のハラスメントを機に数名の KIX 整備の AMT から他 STN への転勤を希望する話もあり、会社側の早期の対応が必要とされていることを伝えました。

今後の組合方針 ／ 次回団交の結果次第

組合側としては、絶対的に「ハラスメント」としての認定、及び「多和田氏の配置転換」を２大要求として今後も進めていく予定ですが、配置転換に関しては詳細部分で譲歩案も検討しています。しかしながら、1 月末の期限を持って、「労働審判（慰謝料請求）」「使用者責任を問う裁判（配置転換等）」「名誉棄損罪/侮辱罪（刑事訴訟）」を随時進めていくことを検討しなければならないと考えています。1 月初旬に団交要請文を提示予定ですが、組合側の譲歩案が受け入れられない場合は、多和田氏への刑事及び民事での第三者機関への提訴は、免れないと HR には伝えておきます。刑事訴訟の場合は多和田氏のデルタ在籍存続に関わることですので、最大限の譲歩案として組合側の今回の要請としています。

「配置転換」要請に対する詳細譲歩案としては、「数年間の期間限定」を用意することを検討し、また、KIX 整備の働きやすい職場化に向けては、上記の 2 名の LEAD メカニックの全体的な視野を広げるポジティブな意味もふまえ、成田空港地区などの数週間単位の TDY の要請等も検討しています。